

防災対策推進検討会議「中間報告」平成24年3月7日（抜粋）

第3章「ゆるぎない日本」の再構築を目指して

1. 災害から生命を守るために

① 迷わない避難行動及び安全な避難支援者の行動

- 住民の円滑かつ迅速な避難を支援するための住民に対する避難情報の円滑な伝達システム、発災後の安否確認や広域避難者の所在確認の円滑化に向けた安否情報システムの高度化について検討すべき。

② 迅速な情報収集と確実な情報伝達

- 災害時においても確実な情報収集と伝達を行うため、災害対応を行う各主体が、通信ルートの二重化、通信手段の多様化（例えば衛星携帯電話や防災行政無線等）、非常用電源の確保等、通信ルートの確保・整備を進めるべき。通信事業者は、これに加え、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策及び安否確認手段の利用促進等を推進すべき。
- 災害発生時、国及び地方公共団体は、ボランティアや民間組織からの情報の有効活用も含め、情報資料収集、分析、集約、活用する体制（連携、組織）の整備を進めるべき。
- 応急時から復旧・復興まで、GIS（地理情報システム）の活用を図るべき。

3. ニーズに応じた避難所運営

① 避難所の環境改善

- 避難所の運営に当たっては、被災者のニーズに応じたものとなるよう工夫を行うとともに、障害者、高齢者、子ども等への配慮の視点を取り入れた仕組みを作るべき。

4. スピード感、安心感がある被災者支援

① 救難・救助から自立まで一貫した被災者支援体系

- 被害認定から支援までの手続きの迅速化を図るため、被害認定体制の整備、罹災証明書及び被災者台帳の法的位置づけなどを検討すべき。

⑤ 災害時要援護者への配慮

- 個人情報保護制度との関係を整理し、災害時要援護者名簿の法的位置づけを検討することにより、災害時要援護者名簿の整備・活用を促進すべき。

6. 復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み

⑤ ライフラインの迅速な復旧

- 被災時の円滑な復旧に向け、平時より図面等の保管はデータと紙で行うとともに、バックアップデータの分散管理に努めるべき。